

監査監第183号

令和6年4月30日

さいたま市長 清水 勇人 様

さいたま市議会議長 江原 大輔 様

さいたま市監査委員 大内 美幸

同 工藤 道弘

同 三神 尊志

同 高子 景

定期監査及び行政監査結果報告書の提出について（通知）

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づき定期監査及び行政監査を実施し、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を決定したので、別添のとおり提出します。

定期監査及び行政監査結果報告書

1 基準に準拠している旨

監査委員は、さいたま市監査基準に準拠して監査を行った。

2 監査の対象

(1) 対象部局等

スポーツ文化局

スポーツ部

スポーツ振興課、スポーツ政策室、スポーツイベント課

文化部

文化振興課、文化政策室、大宮盆栽美術館、岩槻人形博物館

環境局

環境共生部

環境総務課、脱炭素社会推進課、環境対策課

資源循環推進部

資源循環政策課、廃棄物対策課、産業廃棄物指導課、西部清掃事務所

東部清掃事務所

施設部

環境施設管理課、環境施設整備課、西部環境センター、東部環境センター

クリーンセンター大崎、大宮南部浄化センター、クリーンセンター西堀

各区役所

くらし応援室

(2) 対象事務

令和5年度（令和5年4月1日から令和5年10月末日まで）及び他の年度における財務に関する事務の執行並びに行政事務について

3 監査の着眼点

監査の主な着眼点は以下のとおり。

(1) 収入事務

ア 調定の時期及び手続は適正か。

イ 収納金は適正に保管されているか。また、私金と混同していないか。

(2) 支出事務

ア 支払は正当な債権者のためのものであるか。また、支払期限は守られているか。

イ 支出の特例による支払方法（資金前渡、概算払、前金払、繰替払等）及び精算等の手続は、法令等に定めるところにより適時、適正に行われているか。

ウ 違法、不当な支出又は不経済な支出はないか。

(3) 契約事務

ア 権限を超えた契約及び正当な理由がなく分割発注している契約はないか。また、決定権限を有しない者による契約はないか。

イ 契約書、見積書等関係書類及び帳簿は確実かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。

ウ 契約書どおりの履行はなされているか。

(4) 財産管理事務

ア 貸付（使用許可）期間及び貸付（使用）料その他貸付（使用許可）条件は適正か。また、統一的な取扱いがなされているか。

イ 物品は正しく分類整理されているか。また、備品管理シールなどは正確に貼付されているか。

(5) 行政事務

ア 事務事業は、経済的、効率的に執行され、改善すべき点はないか。

イ 事務の執行は、法令等に従って適正に行われているか。

4 監査の主な実施内容

監査に当たっては、関係法令等に基づき適正かつ適切に執行されているか、リスクの顕在化を防止するための内部統制が適正に整備・運用されているか、また、経済性、効率性、有効性の観点にも留意しつつ、関係職員から説明を聴取するとともに、関係書類等の調査を実施した。

5 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所

監査事務局及び対象課所内

(2) 監査期間

令和5年11月27日（月）から令和6年4月19日（金）まで

6 監査の結果

おおむね適正に行われているものと認められた。ただし、事務の一部に次のとおり改善を要する事項が見受けられたので、その措置を講じられたい。

(1) 収入事務

ア 行政財産の目的外使用許可（地域ガバナー）に係る行政財産使用料において、使用料の算定を誤っていたので、さいたま市行政財産の使用料に関する条例第2条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。 【東部環境センター】

イ 行政財産の目的外使用許可（電柱等）に係る行政財産使用料において、使用前に使用料を納付させていなかったため、さいたま市行政財産の使用料に関する条例第3条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。

【大宮南部浄化センター】

ウ 有償刊行物の頒布に係る売払代金の収入事務において、収入事務委託の告示に係る決裁を部長決裁とすべきところを課長決裁としていたため、さいたま市事務専決規程第3条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。

【見沼区くらし応援室】

(2) 支出事務

ア 資金前渡（令和5年度日本サッカーを応援する自治体連盟総会負担金等）において、前渡金の精算が遅れ、かつ、精算報告書を事実と異なる日付で作成していたため、さいたま市会計規則第78条第1項に基づき、適正な事務処理を行うべきである。 【スポーツ振興課】

イ 資金前渡（NHK放送受信料）において、資金前渡の処理が遅れ、前年度の未精算金から口座振替されていたため、地方自治法施行令第143条第1項第3号に基づき、適正な事務処理を行うべきである。 【文化振興課】

ウ 資金前渡（回線使用料）において、令和4年度分の精算額に誤りがあったため、地方自治法施行令第143条第1項第3号に基づき、適正な事務処理を行うべきである。 【産業廃棄物指導課】

エ 資金前渡（防犯カメラ敷設に伴う電線・電柱の設置に係る土地使用料）において、前年度の未精算金から支払っていたため、地方自治法施行令第143条第1項第3号に基づき、適正な事務処理を行うべきである。

【産業廃棄物指導課】

オ 会計年度任用職員の職員手当等において、期末手当支給額の算定の際に必要な
となる週当たりの勤務時間数を誤っていたので、さいたま市会計年度任用職員
の給与及び費用弁償に関する条例施行規則第18条第6項第2号に基づき、適
正な事務処理を行うべきである。 【西部環境センター】

(3) 契約事務

ア さいたま市次世代型スポーツ施設整備等事業アドバイザー業務（その2）
委託契約において、債務負担行為を設定した令和4年度ではなく、令和5年度
に契約を締結していたので、適正な事務処理を行うべきである。 【スポーツ政策室】

イ 土木修繕工事（R5緑区単価契約―1）等において、債務負担行為限度額を
超えて契約を締結していたので、地方自治法第232条の3に基づき、適正な
事務処理を行うべきである。 【緑区くらし応援室】

(4) 財産管理事務

ア 公有財産の貸付契約（自動販売機）において、公募の公告に係る決裁を部長
決裁とすべきところを課長決裁としていたので、さいたま市事務専決規程第3
条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。 【スポーツ振興課】
【大宮南部浄化センター】

イ 販売を終了したテレホンカードについて、今後の取扱いを検討しないまま、
枚数を把握せずに金庫及びファイリングキャビネット内で大量に保存してい
たので、適正な事務処理を行うべきである。 【文化振興課】

ウ 行政財産の目的外使用許可（電柱）において、使用許可をしていないにもか
かわらず行政財産を使用させていたので、地方自治法第238条の4第7項に
基づき、適正な事務処理を行うべきである。 【岩槻人形博物館】

なお、事務処理上留意すべき事項のうち、軽微なものについては、監査実施の際、
関係職員に口頭で改善等の指導を行った。